

一般社団法人 大阪貿易協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は一般社団法人大阪貿易協会（以下「本会」という）と称する

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は貿易の振興を図り、国際貿易の発展に寄与するために有効適切なる措置方法を調査・実行すると共に、会員相互の知識を交換し、その協調及び親睦を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 貿易に関する調査研究並びに関係省庁及び諸団体との連携・協力事業
2. 貿易に関する講演及び見学会の開催
3. 原産地証明書の発給
4. その他本会の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体による会員によって構成され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充当するため、会員になった時及び毎年、会員は会員総会において別途定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別途定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合、総会の決議によって当該会員を除

名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会はすべての会員をもって構成し、これをもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表、損益計算書及び予算案の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分
- (6) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本協会に提出し、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、前条の規定については、総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令に定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して行う。

2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事の内から会長1名を置く。また、副会長1名を置くことができる。
3. 理事の内から専務理事及び常務理事を各1名置くことができる。
4. 第2項の会長、副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
5. 第3項の専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事

とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は本会を代表し、その業務を総括する。
3. 副会長は本会を代表し、会長を補佐する。
4. 専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
5. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は理事会に出席し、必要な場合は意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。

(名誉会員及び顧問)

第 28 条 本会に、任意の機関として、名誉会員及び顧問を置くことができる。

2. 名誉会員及び顧問は、理事会の諮問に応じ、参考意見を述べることができる。
3. 名誉会員及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4. 名誉会員及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 名誉会員及び顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算表については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号及び第2号の書類

については、その内容を総会に報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 事務局

（事務局）

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 会長は事務局長を任免する。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第41条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 付則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法（以下「整備法」という）121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、八木雄三とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特

例一般法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 31 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。